

令和8年3月2日  
湯河原町消防本部警防課

令和8年春季火災予防運動の実施に伴う協力について（お願い）

本年も総務省消防庁の実施要綱に基づき、春の火災予防運動を別紙のとおり実施することとなりました。

お問い合わせ先  
湯河原町消防本部  
警防課予防係 中田  
電話 0465-60-0119（代表）  
0465-60-0177（直通）  
F A X 0465-63-7666

## 令和8年春季火災予防運動実施計画

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

### 2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

### 3 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

### 4 実施区域

湯河原町及び真鶴町全域

### 5 実施機関

湯河原町消防本部・消防署・消防団

### 6 協力機関

神奈川県消防協会足柄下支部  
湯河原町消防協会  
湯河原町防火安全対策協会  
湯河原・真鶴危険物安全協会  
湯河原町女性防火クラブ  
湯河原町少年少女消防クラブ  
湯河原町幼年消防クラブ

### 7 全国重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

### 8 全国推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進

### 9 実施事項

- (1) 消防本部・消防署で実施するもの  
ア 火災予防広報

- イ 関係機関及び事業所等への協力依頼
- ウ 防火対象物等への立入検査
- エ 地震火災対策の推進
- オ 電気火災対策の推進
- カ 住宅防火対策の推進
- キ 林野火災出火防止対策の推進に伴う山林パトロール
- ク 乾燥時及び強風時の防火広報巡回
- ケ 危険物事故防止の推進
- コ 防火ポスター・防火看板の掲出
- カ 消防車両に火災予防広報用マグネットシート等貼付
- (2) 消防団で実施するもの
  - ア 防火ポスター・防火看板の掲出
  - イ 消防車両に火災予防広報用マグネットシート等貼付
  - ウ 夜間防火広報巡回

## 10 協力機関での実施事項

- (1) 湯河原町防火安全対策協会
  - 会員に対する本運動の周知及び防火安全の確保
- (2) 湯河原・真鶴危険物安全協会
  - 会員に対する本運動の周知及び危険物安全管理の徹底
- (3) 湯河原町幼年消防クラブ
  - ア 防火ハッピーの着用通園による本運動の周知
  - イ 幼児期における防火思想の向上
- (4) 湯河原町女性防火クラブ
  - 保育園児への防火思想の啓発活動
- (5) 湯河原町少年少女消防クラブ
  - 朝会等を利用してのクラブ員による防火広報活動

## 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣・6つの対策

### 4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### 6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

## 令和8年春季火災予防運動実施細目

## 1 消防本部・消防署で実施する事項

## (1) 火災予防広報

ア 町広報紙「ゆがわら」及び「真鶴」3月号に本運動の趣旨を掲載し、火災予防思想及び住宅防火対策の普及推進を図る。

イ 報道機関への広報の協力依頼

地元新聞社に本運動の周知について協力を依頼し、火災予防思想の普及推進を図る。

ウ エフエム熱海湯河原へ期間中に番組内での火災予防広報を依頼する。

エ 防火看板・防火ポスターの掲出及び配布

(ア) 本運動期間中、「火災予防運動実施中」の看板・のぼり・横断幕を消防庁舎に掲出する。

(イ) 防火ポスターを消防庁舎に掲出するとともに、主要事業所に配布する。

オ 防災無線、メールマガジンによる防火広報

期間中、防災無線から本運動の趣旨について周知を図るとともに、空気乾燥時及び強風のときは、必要に応じて屋外での火の使用制限について広報する。

なお、防災行政無線の放送内容をTVKデータ放送へ掲載する。

カ 少年少女消防クラブ員により小・中学校に火災予防週間中である旨の広報を実施する。

キ 火災予防広報用マグネットシートの貼付

「火災予防運動実施中」及び「火の用心」のマグネットシートを消防車両に貼付し、本運動の啓蒙を図る。

ク 電光掲示板による防火広報

駅前電光掲示板により防火広報を実施する。

ケ コミュニティバスに「火災予防運動実施中」ポスターを掲出

コ メールマガジンでの火災予防運動の配信

火災予防運動を周知し、併せて近年増加している電気火災及び地震火災に対する注意喚起を促す。

## (2) 関係機関、事業所等への協力依頼

事業所等の実情に即した訓練、教育等について周知するとともに、湯河原町幼年消防クラブ員に防火法被の着用通園を依頼する。

## (3) 春の火災予防運動期間中の行事予定

## (4) 林野火災予防対策及び放火火災防止対策の推進

管内のハイキングコースの山林パトロールを実施する。(別途起案で実施伺い)

## (5) 防火対象物への立入検査

年間計画に基づく防火対象物への立入検査を実施する。

## 2 消防団が実施する事項については、消防総務課にて別途計画する。

## 3 湯河原町女性防火クラブが実施する事項については、消防総務課にて別途調整する。